

亀山市告示第27号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「領収書」を「工事に要した費用の支払を証する書類（領収書等）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。